

広島県高等学校等奨学金 Q & A (高等学校等 継続用)

Q 1 A区分とB区分の報告書は同一の用紙か。

A 1 同一の報告書(「広島県高等学校等奨学金現況報告書」)で行います。
学校で作成いただく「広島県高等学校等奨学金収入基準額等積算表」の種類によって、区分を判断しています。
なお、指導第二課においても台帳により区分管理しています。

Q 2 広島県高等学校等奨学金収入基準額等積算表は、いかなる場合も作成する必要があるか。

A 2 次の場合は、広島県高等学校等奨学金収入基準額等積算表の作成は不要です。
・生活保護受給世帯として申請されその証明書がある場合
・市町村民税非課税(減免)世帯として申請され、収入のある者全員の所得証明者がある場合(ただし、全員が非課税等である必要がある)

なお、所得証明書によることしか収入の証明ができない者について、指導第二課への提出期限内に所得証明書が提出できない者の「広島県高等学校等奨学金収入基準額等積算表」は、指導第二課で作成しますので、作成は不要です。

この場合は、学校名・学年・氏名・住所(A区分のみ)のみ記入して提出してください。

Q 3 「勤労等収入でない収入」も収入として考慮するのか。

A 3 全収入額により判定することとしているため、勤労等収入でない次の収入なども収入とし、別途証明する書類が必要です。

例)

| 勤労等収入でない収入 | 証明する書類 |
|-------------|----------------------------|
| ・児童扶養手当 | → 児童扶養手当証書 のコピー |
| ・年金(遺族年金含む) | → 年金改定通知書のほか金額のわかるもののコピー |
| ・雇用保険 | → 雇用保険受給資格者証など金額のわかるもののコピー |

Q 4 出席状況を確認してみると、欠席率が「15%」を超えていた。
この場合、奨学生として推薦できないのか?

A 4 出席状況は、奨学生の資格要件の1つであるため、原則推薦できません。
ただし、長期入院等のやむを得ない事情がある場合は除くとしています。
過去のやむをえない事情を判定するなかで、たとえば「いじめ等を原因とする不登校」は、奨学生選考委員会に諮っていますので、長期欠席をした理由・現在の出席状況などの内容を記した具申書を添付して、推薦してください。

Q 5 県立の高等学校に在学しているが、この度の継続の確認(A区分対象)において、前年の収入が基準額を超えたため奨学金が打ち切りとなった。
どうしても奨学金が受けたいので、B区分で新規に申請ができるか。

A 5 高等学校は、A・B区分双方の対象になっていますので、新規に申請することができます。
しかし、平成16年度以前に高等学校に入学した者は、B区分の対象にならないため、新規に申請することはできません。
また、継続の確認(B区分対象)において、成績要件が条件に満たないことにより奨学金が打ち切りとなった場合においても、新規にA区分に申請することができます。
これらの場合、在学募集期間に十分留意してください。

Q 6 報告を行った後の日程はどうなっているのか。

A 6 次の日程により継続決定等の処理を行います。

| 報告書など提出日 (指導第二課到着) | 書類審査 | 継続決定処理 (添付書類が整っている場合に 限ります) | 貸付開始 (1回目は、4月に遡った額) |
|-----------------------|------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 平成23年4月15日 | ～ 平成23年 4月27日 | 平成23年4月28日 | 平成23年5月分から |
| 平成23年5月13日 | ～ 平成23年 5月26日 | 平成23年5月27日 | 平成23年6月分から |
| 平成23年6月17日 | ～ 平成23年 6月28日 | 平成23年6月29日 | 平成23年7月分から |

※ 継続決定の通知は、継続決定処理後に速やかに行う。

Q 7 高等専門学校へ在学しているため、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の申込みをしたいが、広島県高等学校等奨学金と併せて申請してもよいか。

A 7 併願はできますが、併給はできません。

次の奨学金等は重ねて貸付けを受けることができないとしています。(条例第3条第5号)

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資金
- ・ 母子及び寡婦福祉法による修学資金
- ・ 生活福祉資金貸付制度要綱による教育支援資金のうち教育支援費
- ・ 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱による修学奨励金
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

したがって、併願申請することは可能ですが、決定時に貸付けをうける奨学金を選択していただくことになります。

Q 8 償還方法はどうか。

A 8 奨学金の貸付期間が満了する月の翌月から起算して6か月を経過したのち、償還を行っていただくことになります。

○ 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額(以下「貸付総額」という。)を、次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。)に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

| 貸付総額 | 年間償還基準額 |
|-----------------------|----------|
| 200,000円以下 | 30,000円 |
| 200,000円を超え400,000円以下 | 40,000円 |
| 400,000円を超え500,000円以下 | 50,000円 |
| 500,000円を超え600,000円以下 | 60,000円 |
| 600,000円を超え700,000円以下 | 70,000円 |
| 700,000円を超える場合 | 総額の10分の1 |

○ 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括の方法を選択することができます。無理なく確実に償還していただける方法を選択してください。

なお、次の場合は、申請することで償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

猶予される場合

- ・ 災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- ・ 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ・ 失業中又は求職中のとき など

償還金の全部又は一部を免除される場合

- ・ 借受者（奨学金の貸付けを受けた者）が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき など

いずれの場合も申請内容を証明する書類を添付していただくこととしています。

Q 9 「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」とは具体的にどのような方法で償還するのか。

A 9 次のとおりです。

- 「月賦」・・・ 1か月の期間内に1回償還する方法です。
- 「半年賦」・・・ 半年の期間内に1回償還する方法です。
- 「年賦」・・・ 1年の期間内に1回償還する方法です。
- 「一括」・・・ 定められた期間内に1回で全額償還する方法です。

月賦の例) Aさんは、奨学金を 毎月18,000円 3年間貸付を受けた。

貸付総額 18,000円 × 36月(12月×3年) ～ 648,000円
年間償還基準額 70,000円
償還期間 648,000 ÷ 70,000 ～ 9.25 ⇒ 9年(端数切り捨て)以内

最大である9年間で償還する計画とした。

1回の償還額
648,000円 ÷ 108回[12回(1年12回)×9年] ～ 6,000円
6,000円を毎月月末までに償還する。

半年賦の例) Bさんは、奨学金を 毎月18,000円 3年間貸付を受けた。

貸付総額 18,000円 × 36月(12月×3年) ～ 648,000円
年間償還基準額 70,000円
償還期間 648,000 ÷ 70,000 ～ 9.25 ⇒ 9年(端数切り捨て)以内

最大である9年間で償還する計画とした。

1回の償還額
648,000円 ÷ 18回[2回(1年2回)×9年] ～ 36,000円

36,000円を半年間の期間内で償還する。

※ 平成23年10月から償還する場合、平成23年10月に1回、24年4月に1回償還する。
⇒ 以後、毎年10月と4月に償還することとなります。

年賦の例) Cさんは、奨学金を 毎月18,000円 3年間貸付を受けた。

貸付総額 18,000円 × 36月(12月×3年) ～ 648,000円
年間償還基準額 70,000円
償還期間 648,000 ÷ 70,000 ～ 9.25 ⇒ 9年(端数切り捨て)以内

最大である9年間で償還する計画とした。

1回の償還額
648,000円 ÷ 9回[1回(1年1回)×9年] ～ 72,000円

72,000円を1年間の期間内で償還する。

※ 平成23年10月から償還する場合、平成23年10月に1回償還する。
⇒ 以後、毎年10月に償還することとなります。

半年賦の例) Dさんは、奨学金を 毎月30,000円 2年間貸付を受けた。

貸付総額 30,000円 × 24月(12月×2年) ~ 720,000円
年間償還基準額 720,000円 × 1/10 ~ 72,000円
償還期間 720,000 ÷ 72,000 ~ 10 ⇒ 10年以内
最長では10年間で償還することとなるが、7年間で償還する計画とした。

1回の償還額

720,000円 ÷ 14回 [2回(1年2回)×7年] ~ 51,428.57…

1回の償還額は百円単位であるため、51,500円を1回の償還額とすると、
最終回の償還額は、720,000円 - (51,500円×13回) ~ 50,500円となる。

51,500円を半年間の期間内で償還する。

※ 平成23年10月から償還する場合、平成23年10月に1回、24年4月に1回償還する。
⇒ 以後、毎年10月と4月に償還することとなります。
最終回(30年4月)は、50,500円を償還することとなります。

年賦の例) Eさんは、奨学金を 毎月30,000円 3年間貸付を受けた。

貸付総額 30,000円 × 36月(12月×3年) ~ 1,080,000円
年間償還基準額 1,080,000円 × 1/10 ~ 108,000円
償還期間 1,080,000 ÷ 108,000 ~ 10 ⇒ 10年以内
最長である10年間で償還する計画とした。

1回の償還額

1,080,000円 ÷ 10回 [1回(1年1回)×10年] ~ 108,000円

108,000円を1年間の期間内で償還する。

※ 平成23年10月から償還する場合、平成23年10月に1回償還する。
⇒ 以後、毎年10月に償還することとなります。

年賦の例) Fさんは、奨学金を 毎月30,000円 2年間貸付を受けた。

貸付総額 30,000円 × 24月(12月×2年) ~ 720,000円
年間償還基準額 720,000円 × 1/10 ~ 72,000円
償還期間 720,000 ÷ 72,000 ~ 10 ⇒ 10年以内
最長では10年間で償還することとなるが、7年間で償還する計画とした。

1回の償還額

720,000円 ÷ 7回 [1回(1年1回)×7年] ~ 102,857.14…

1回の償還額は百円単位であるため、102,900円を1回の償還額とすると、
最終回の償還額は、720,000円 - (102,900円×6回) ~ 102,600円となる。

102,900円を1年間の期間内で償還する。

※ 平成23年10月から償還する場合、平成23年10月に1回償還する。
⇒ 以後、毎年10月に償還することとなります。
最終回(平成29年10月)は、102,600円を償還することとなります。

Q10 平成23年度からB区分の収入額算定において、申請者の属する世帯の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の収入で算定することに変更されたが、具体的な取扱いはどうなのか。

A10 B区分の収入基準は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の基準に準じて判定しており、今回の見直しは同支援機構の家計基準見直しにあわせて行うものである。

具体的な取扱いは次のとおりである。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計。
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみの収入。
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入(2人いれば2人それぞれ)。
- ④ 上記①~③の場合で、無収入(極めて少ない収入、生計を支えるに不足している)の場合は、申込者の生計を真に支え、若しくは生計に寄与する者の収入、又は援助額等があれば計上する。